

令和6年9月定例会

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和6年9月10日（火曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、総務文教常任委員会所管分

第 3 散 会

出席委員（7名）

斎 藤 万紀子	委員（委員長）	田 口 さとる	委員（副委員長）
小 林 誠 弥	委員	小野田 和 男	委員
増 田 敏 雄	委員	野 中 一 城	委員
島 村 勉	委員		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

栗 原 繁	総 務 部 長	須 永 正 弘	秘書広報課長
佐 藤 康 夫	総 務 課 長	大 橋 裕	地域振興課長
根 岸 啓 之	人権推進課長	橋 本 華 子	市民生活課長
田 沢 将	秘書広報係長	関 口 祐 也	例規選挙係長
小野田 皓 太	地域振興係長	野 口 武 士	課長補佐兼 市民係長

島 村 信 久	企 画 財 務 部 長	杉 山 浩 二	企 画 課 長
佐 藤 将 史	財 政 課 長	高 附 直 也	契 約 検 査 課 長
五月女 和 則	税 務 課 長	水 谷 幸 治	収 納 課 長
石 川 学	情 報 政 策 係 長	高 橋 あ い	財 政 係 長
関 根 亮	財 政 管 理 係 長	田 口 幸 代	契 約 係 長
田 口 恵 里 子	課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長	小 島 史 愉	収 納 係 長

事務局職員出席者

鈴 木 日 出 夫	議 会 事 務 局 長	原 田 誠	議 事 調 査 係 長
-----------	-------------	-------	-------------

午前 9時30分 開 会

○斎藤万紀子委員長 おはようございます。

ただいまから令和6年9月定例会総務文教委員会を開きます。

これより会議を開きます。

まず日程についてお諮りします。

本委員会の日程は、別紙ペーパーレス会議システムの中によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 異議なしと認めます。

よって、こちらの日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 改めましておはようございます。

企画財務部長の島村でございます。

昨日までの本会議に際しましては、大変お世話になり、ありがとうございました。引き続き、本委員会での審査のほどよろしく願いいたします。

本委員会で審査いただきますのは、本日が議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、企画財務部所管部分、また、明後日12日は、議案第66号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第4号）のうち、企画財務部所管部分の2議案でございます。

いずれも慎重審査いただき、認定ないしご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

職員の紹介につきましては、企画財務部は、歳入と歳出で出席する課長が異なりますので、その都度、課長は自己紹介し、課長から同席する職員について紹介させますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

す。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第５９号 令和５年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

歳入において、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○五月女和則税務課長 税務課長の五月女です。本日はよろしくお願いいたします。

同席している職員をご紹介します。税務課長補佐兼市民税係長の田口でございます。

○田口恵里子課長補佐兼市民税係長 田口です。よろしくお願いいたします。

○五月女和則税務課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第５９号 令和５年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、歳入第１款市税のうち税務課所管の現年度課税についてご説明いたします。なお、収入済額の欄が歳入決算額となります。

第１款市税の収入済額は８億４千１百万５千１百３円で、一般会計の歳入決算総額に対する割合は３５．４％になります。

前年度と比較すると、３億７千１百万５千４百２４円、４．６％の増となります。このうち、現年度課税分の収入済額は８億３千７百万５千４百９０円で、前年度比３億８千３５０万６千２百９４円の増となります。

初めに、第１項市民税につきましては、収入済額は３億３千４百万５千１百５万７千７百５７円で、前年度比１億３千７百６２万５千７百６６円の増となります。

第１目個人市民税の収入済額は２億８千１百万４千４百５万４千２百９７円で、前年度比５千７百９３万６千１百４１円の増となります。このうち、現年度分は２億７千９百万２千２百９万２千３百８８円で、前年度比６千２百５０万６千４百５２円の増となります。

主な要因といたしましては、企業の賃上げによる給与所得の増加や納税義務者の増加が考えられます。

第２目法人市民税は、収入済額は５億３千７百万３千４百６０円で、前年度比７千９百６８万９千６百２５円の増となります。うち現年度分は５億２千９百万８千１万２千２百６０円で、前年度比８千１百万１万２千３百６０円の増となります。

なお、法人市民税は、法人であれば等しく支払う均等割が１億８千８百１１万

7, 660円で、前年度比1, 194万4, 340円減、法人が国に支払う税額を基準にして支払う法人税割が3億4, 169万4, 600円、前年度比9, 195万6, 700円の増となっております。

次に、第2項固定資産税は、収入済額は40億8, 981万3, 560円で、前年度比2億1, 854万1, 169円の増となります。

第1目の固定資産税の収入済額は40億8, 038万2, 860円で、前年度比2億1, 854万1, 469円の増となります。うち現年度分は40億6, 347万254円で、前年度比2億2, 464万7, 434円の増となります。

この増額の主な理由は、家屋について、新たな物流倉庫の建設や医療法人化された病院などにより、前年度比1億6, 076万4, 000円の増、償却資産においては、同じく物流倉庫や病院などの資産により、前年度比6, 140万8, 000円の増によるものです。

第2目国有資産等所在市町村交付金943万700円は、教職員住宅、県営住宅の土地家屋等に対する県からの交付金になります。

次に、第3項軽自動車税の収入済額は1億8, 541万5, 022円で、前年度比403万5, 731円の増となります。このうち、以前の自動車取得税である環境性能割は849万8, 500円で、86万700円の減となります。

一方、以前の軽自動車税である種別割の現年度分は1億7, 529万8, 680円で、前年度比517万7, 562円の増となります。

次に、第4項市たばこ税の収入済額は4億2, 250万9, 518円で、前年度比751万5, 033円の増となります。

これは製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡した本数が増加したことによるものです。

次に、第5項都市計画税の収入済額は3億6, 177万2, 206円で、前年度比489万6, 875円の増となります。うち現年度分は3億6, 011万5, 240円で、前年度比550万7, 603円の増となります。この増額の理由は、新たな店舗や住居によるものです。

最後に、第6項入湯税につきましては、収入済額は1, 357万6, 950円で、前年度比99万9, 150円の減となります。こちらの対象は、ルートイン羽生になります。

新型コロナ対策として行われた旅行支援が令和5年度の途中をもって終了したことが入湯税減収の要因と考えられます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとり委員 収納の部分で、特に注目、注視している部門がありましたら、ちょっと教えていただけたらと思います。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 一番の注目している部分は、個人市民税の部分、そして、あと固定資産税の部分になります。個人市民税につきましては、かなり企業の賃上げであったり、企業の納税義務者のほうが増加しておりまして、企業の納税義務者につきましては、267人増加しております。

また、納税者1人当たりの給与収入につきましても、令和5年度につきましては、昨年度と比べて、年間約4万1,000円増加しております。

また、固定資産税につきましては、新たな建物によって固定資産税が入ってきておりますので、こちらの2つにつきましては、税務課としては、今注目しているところであります。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑のほうはよろしいでしょうか。

田口委員。

○田口さとり委員 軽自動車税の環境性能割のところちょっとマイナスがあったという話だったんですが、今まで、この環境性能割の簡単な説明、もう一回その要因のところ、ございましたらご説明願えますでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 環境性能割につきましては、昔の自動車取得税になります。現在は軽自動車の取得費、これはオプションを含めた取得費でありまして、そこにゼロ%から2%を掛けたものでありまして、このゼロ%というものが、いわゆる電気自動車につきましては、ゼロ%となっております。そのため、今回、86万7,700円減額とな

っておりますが、こちら軽自動車税の、やはり電気自動車のほうが、ほかの資料を見ましても伸びていることもありますので、そこで減少になっているのではないかと税務課では考えております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時44分 休 憩

午前 9時45分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、歳入において、収納課所管部分について、収納課長に説明を求めます。
なお、説明は簡潔に願います。

収納課長。

○水谷幸治収納課長 改めまして、おはようございます。収納課長の水谷でございます。

また、本日同席させていただいております職員を紹介いたします。収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いします。

○水谷幸治収納課長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算、市税の収入に関した事項について申し上げます。

市税の収納不納欠損額は1,062万5,217円、件数498件で、対前年比927万5,771円、244件の減でございました。

この内訳を申し上げますと、地方税法第18条の規定に基づき、徴収権が5年経過したことによる消滅時効、同法第15条の7第4項の規定に基づき、執行停止が3年間継続したことによる納税義務者の消滅及び同条第5項の規定に基づき、納税義務者の死亡や無財産などで市税を徴収することができないことが明らかである場合の即時消滅でござ

ざいます。

内容いたしますと、消滅時効として182件、286万4,773円、納税義務者の消滅として同法15条の7第1項第1号による無財産が23件、62万99円、同項第2号による生活困窮が38件、67万3,470円、同項第3号による居所不明が今回ゼロ件、即時消滅が255件、金額は646万6,875円でございます。

続きまして、不納欠損額の右の欄、収入未済額をご覧ください。

前年度分と滞納繰越分を合計しまして1億7万8,156円、2,150件でございます。前年比と比較しまして717万4,000円、121件の減となりました。

また、収入済額を調定で割った市税全体の徴収率につきましては、前年度と比較して0.3ポイント増の98.7%でございます。

今後も、前年度分の徴収対策強化による効果的な滞納整理に努めるとともに、収入未済額を縮減し、安定的な財源の確保に結びつけていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 昨年度、不納欠損額を減らすために一番注目して行なったやり方とかがありましたら、ちょっとご説明いただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 不納欠損徴収に関しましては、早期着手というところが一番私どもの仕事として注目しているところとか、強く行っているところでございます。業務としまして、通知書、催告書というものを発送するんですが、その作業のアウトソーシングというものを今回取り入れまして、事務処理のほうも早期に考えておりまして、そちらのほうが一番の大きな改善策とか、事業の見直しでございました。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 アウトソーシング、発送業務も外部委託という考え方で、実際にどのくらい督促業務が早まったか、分かるようでしたら教えていただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 その月、その月で税目の個数とか、違いますので、はっきりと

は言えないんですけれども、納品から発送までの時間ということでは、3日ぐらいは短縮されたかなというところでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 今回、少し不納欠損額減らせた部分の話だったと思うんですけれども、それに対して業務委託する分も当然お金がかかるわけで、その辺のプラス・マイナス、この辺は取りあえず今年はどのくらい効果が出たか明らかになっているようでしたら教えていただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 アウトソーシングを入れた、入れないというところの比較というのは、ちょっとできないんですけれども、それを入れたことによるというか、収納率的には、先ほど申しましたとおり、毎年少しずつ上げている、あと不納欠損額に関しては、その精査してというところでは、何というか、徴収できない人、徴収できる人という見極めというところの業務としては、いい結果が出ているのではないかなと思っております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休 憩

午前 9時55分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、歳入において、財政課所管部分について、財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。財政課財政係長の高橋でございます。

○高橋あい財政係長 よろしくお願ひします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

議案第59号 令和5年度一般会計歳入決算のうち、財政課所管部分についてご説明させていただきます。

なお、特定財源等につきましては、所管課より歳出に併せてご説明させていただきます。

まず、決算書、11ページ、12ページになります。

第2款地方譲与税でございます。これは国税として徴収したものを一定の基準に基づいて国が地方に譲与するものです。

内訳でございます。地方揮発油譲与税5,468万6,000円、こちらは、いわゆるガソリン税の一部が、市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものになります。前年度と比較して、額にしてプラス235万円、率にしてプラス0.4%の増となりました。

13ページ、14ページに移ります。

自動車重量譲与税1億6,486万5,000円は、車の購入時または車検時に納付する自動車重量税の一部が地方揮発油譲与税と同じく、市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものになります。前年度と比較し、額にしてプラスの188万1,000円、率にしてプラス1.2%の増となりました。

森林環境譲与税567万4,000円は、森林環境譲与税の一部が一定の基準に基づき、国から市へ交付されるものになります。こちら前年と同額でございました。

第3款利子割交付金232万8,000円は、預金利子に対する課税の地方税部分の一部が県民税の所得割に応じて市町村に交付されるものです。前年度と比較し、額にしてマイナス26万9,000円、率にしてマイナス10.4%の減となりました。

第4款配当割交付金、こらち4,249万2,000円は、株式配当に対する課税の地方税部分の一部が市町村に交付されるものになります。前年度と比較し、額にしてプラス502万4,000円、率にして13.4%の増となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金4,938万円でございます。こちらは株式の売却に対する課税の地方税部分の一部が市町村に交付されるものです。前年度と比較し、額にしてプラス2,019万3,000円、率にしてプラス69.2%の増となりました。

第6款法人事業税交付金1億1,737万7,000円は、法人事業税の収入金額の一部を都道府県が市町村に対し従業員数に応じ交付するものになります。前年度と比較し、額にしてプラス1,352万4,000円、率にしてプラス13.0%の増となりました。

続きまして、第7款地方消費税交付金12億8,882万4,000円でございます。こちらは、標準税率10%のうち2.2%が地方消費税となり、その一部が市町村に配分されるものになります。前年度と比較し、額にしてプラス322万4,000円、率にしてプラス0.3%の増となりました。

第8款環境性能割交付金4,149万4,000円、こちらは、令和元年10月の消費税率の改定に伴い自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入されたことにより、代わって交付されるものになります。前年度と比較し、額にしてプラス308万8,000円、率にしてプラス8.0%の増となりました。

第9款地方特例交付金、こちらは、6,439万3,000円は、住宅ローン減税等による地方税の減収分を国が補填するために交付するものになります。前年度と比較して、額にしてプラス7万9,000円、率にして0.1%の増となりました。

第10款地方交付税25億9,189万5,000円は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を国が保障するものであります。国税のうち、所得税、法人税、消費税、酒税と地方法人税を原資としまして、普通交付税が23億835万円、特別交付税が2億8,354万5,000円となりました。これは歳入全体の10.9%を占める大きな財源となります。

また、前年度と比較し普通交付税は、額にしてプラス1億832万3,000円、率にしてプラス4.9%の増となりました。特別交付税は、額にしてプラス2,515万7,000円、率にしてプラス9.7%の増となりました。

続きまして、第11款交通安全対策特別交付金689万7,000円は、交通違反の反則金等を原資としまして、交通安全施設の設置及びその管理に要する経費のために交付されるもので、交通事故の件数や人口、道路の延長に応じて交付されるものになります。前年度と比較して、額にしてマイナス110万4,000円、率にしてマイナス13.8%の減となりました。

続きまして、第12款分担金及び負担金については、特定財源となるため説明を省略

させていただきます。

第13款使用料及び手数料は特定財源となりますが、財政課所管分の2点についてご説明のほうをさせていただきます。

まず、市営駐車場使用料556万円は、羽生駅東口の駐車場使用料となります。前年度と比較し、額にしてマイナス74万円、率にしてマイナス11.7%の減となりました。

続いて、行政財産目的外使用の600万5,949円のうち、548万4,000円は、財政課管理の市有財産の貸付収入となります。主に羽生駅自由通路における使用料収入となります。前年度と比較しまして、額にしてマイナス74万2,000円、率にしてマイナス11.9%の減となりました。

19ページ、20ページに移ります。

第14款国庫支出金のうち財政課所管、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、非課税世帯の方への給付金など計10事業に対し、4億2,285万8,000円を充当いたしました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましても、昨年度から本年度にかけて実施されている定額減税一体措置関係の給付金など、計7事業に対しまして4億875万3,000円を充当いたしました。

第15款県支出金については、特定財源であり、財政課所管部分もないため説明を省かせていただきます。

29、30ページに移ります。

第16款財産収入は、総額4,959万9,000円で、市有地の貸付けや売払い、基金の利子などの収入であります。

財政課所管分の主なものにつきましてご説明させていただきます。

財産貸付収入は、土地貸付収入1,543万4,000円、建物貸付収入7,000円、自動販売機設置貸付収入513万1,000円であり、主なものは、ルートインへの土地貸付け1,089万6,000円となります。

利子及び配当金は124万3,000円であり、財産売払収入は2,113万6,000円で、市有地の処分や赤道等の払下げによるものになります。

第17款寄附金は2億2,389万7,000円となりました。

寄附金の主なものは、ふるさと応援寄附金2億1,303万1,000円と企業版ふるさと納税寄附金の1,000万円になります。

なお、ふるさと応援寄附金は、この後、観光プロモーション課より、歳出に併せて内容説明させていただきます。

第18款繰入金は10億8,309万1,000円となりました。

繰入金は、各種基金からの繰入れと特別会計からの繰入れになります。前年度と比較し、額にしてプラス3億7,752万9,000円、率にしてプラス53.5%の増となります。

19款繰越金は、令和4年度からの繰越金で、18億9,686万8,000円となりました。前年度と比較しまして、額にしてマイナス4億7,452万円、率にしてマイナス20.0%の減となります。

35、36ページに移ります。

第20款諸収入につきましては、その他の収入となり、5億3,553万6,000円となりました。

財政課の所管の主なものにつきまして、ご説明させていただきます。

第3項収益事業収入の埼玉県都市ボートレース事業収入は、埼玉県都市ボートレース企業団から構成する15市に対する収益の配分金7,000万円となります。前年度と比較しまして、額にしてプラス1,000万円、率にしてプラス16.6%の増となります。

ページ移ります。

第5項雑入中、埼玉縣市町村振興協会市町村交付金は、自治振興宝くじを原資とし、2,153万3,000円となります。前年度と比較しまして、額にしてプラス25万3,000円、率にしてプラス1.1%の増になりました。

37、38ページに移ります。

第21款市債は、市債として新たに借入れを行なった額となり、12億2,915万6,000円となりました。

また、令和5年度末時点の一般会計における市債の現在高は、前年度比マイナス7億2,327万6,000円となる161億5,011万5,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 財政課において、昨年度決算の実績に注視している部門がございましたら、ご説明のほうをお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 大きく2点ございます。1点が市債の借入額と公債費のバランスでございます。このバランスが崩れないように注意のほうをしております。

2点目でございます。財政調整基金の年度当初における取崩し額と年度中における積み増しでございます。財政調整基金が将来にわたって枯渇しないように注意しなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

島村委員。

○島村 勉委員 財政の財産収入のところの、毎年同じなんだけれども、太陽光発電用地貸付収入というのは、これはどこに貸付けしているのか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 サンパーク村君汚泥再生処理センターの東側にある太陽光発電施設の売電収入でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 サンパークは市でやっている。市に貸し付けるということではないんですよね。その隣を貸しているということですか。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 この間、サンパークの隣もやっているという、そこを貸しているということですか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 申し訳ありません。ちょっと自分が勘違いしているかもしれないんですが、ページ数、どちらになりますでしょうか。

○島村 勉委員 30ページ、財産収入のところの財産貸付収入、さっき言ったサンパーク村君、サンパークとかの並び、自動販売機設置貸付けとか太陽光。これは、太陽光発

電用地貸付収入というのは、昨年度も、その前も同じ金額で641万幾らと、同じ金額になっている。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 申し訳ございません。ちょっと今、うちで太陽光発電の用地貸付収入をどこの部分を貸し付けているのかというのを押さえていなかったのもので、改めて、調べましたら、後日ご回答のほうをさせていただきます。申し訳ございません。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 34ページ、先ほど事業収入の都市ボートレースが7,000万ということで、そこが電力売払収入というのがゼロ円になっているんです。これ、この前話がいったように、令和5年1月22日から令和6年3月31日まで、それがゼロ円ということなんだけれども、その説明は。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 今ちょっとご質問いただいた部分が、サンパーク村君、旧し尿処理場の東側の市が行なっている太陽光発電の収入でございますが、委員さんがおっしゃるとおり、昨年度盗難等の中で現在修理中でございます。令和5年度1年間収入のほうが多かった中で、令和5年度決算書のほうには載っていないような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 担当は違うというけれども、これは違うとは思いうんだけれども、収入自体は財政になってしまうわけだから、ああいうのは。これは例えば決算の説明もないわけよ、経済環境のほうに質問する事項が。だから、ここ今言っているわけなんだけれども、その修理を、1日も使わない、使えない状態の、その前は前でちゃんとやっていて、5回目というんだけれども、先ほど言ったのは、4回目のときからずっとやって、5回目の修理までもまだ使えない状態、直していないという。その前までであれば、一応ここに予定があるように、予算が、3,000万収入が入っているんですね。そして、令和4年度の決算では2,500万、これも盗難があったので少なくなって、令和3年度の決算では2,200、これもやっぱり盗難があって、そして、第1回目の令和2年の決算は2,800万あったわけ、その前2,980万、その前は3,000万あったわけ、それだから3,000万の収入予算というか、あるわけなん

です。

だから、これらをやっぱり考えていくと、修理をすれば3,000万近い収入があるわけなんですね。それをどんな理由があるかしらないけれども、金にかかるにしても何にしても、やっていかないと、ただ全然無収入になってしまうのが分かっているの、財政のほうでも、それをきつく言うなりして、ちゃんと稼働させなくてはならないですね、どうですか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、初めに、特記事項として、令和5年度につきましては収入がないということをお伝えできず大変申し訳ございませんでした。その上で、委員さんおっしゃるとおり、こちらにつきましては、可能な限り早く直しまして、売電収入のほう、開始するべきだというふうに財政部局のほうでも考えております。

ただ、一方で、今現在、担当部局のほうから聞いているのが、やっぱり議場の中でもやり取りがあった中で恐縮ではありますが、銅線の購入の関係等ある中で今すぐにできないというところで、今現在に至っているというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 その議会の中でも、6万とか8万ぐらいの銅線盗まれて、それが補充できないという感覚しか持たないわけよ。今、太陽光全然やっていないわけではないし、それが直せないというのは、材料が入らないから直せないとかという問題ではないと思うんですね。それはきつく財政のほうからでも担当課、担当部に言ってもらって、大事な財産収入が入るやつを全然入れない、直さない、議会でも言っていたように、隣の施設は盗まれないような方法を取っている。当然、役所はもっとその上へ行っちゃってやらなくては駄目なんではないかなと思うんです。どうですか、その辺、担当課に言うなり、幹部会でもちゃんと話してもらわないと、いかがですか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 委員さんおっしゃるとおりだと、まず思います。財政部局ではなく、市としても基本的には収入が得られる機会が減るというのは、市にとってのマイナスであるというふうに考えます。そのためにも、一刻も早く売電収入を再開できるような形、そのためには、ただ、やっぱり再開しました、また盗まれましたというわけにはなかなかいかないので、改めてのセキュリティ対策、恐らくセコムさんとか、A

L S O Kさんとか、そういったところにお金をかけつつ、盗難防止をした上で再開できるように、担当部局のほうにも強く協議のほうをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、先ほど言ったように、隣では盗まれないようなことをやっているんだから、そういうものを参考にしながらやればできるんでない。

それと、今言ったように、先ほど計算してもらった、1日8万ぐらいの太陽光の収入を考えますと、365日で割ると。ということで、この修理日数もできるだけ早くやれば、それだけ収入も、どれだけの修理代がかかるかしらないけれども、3,000万が半分になってしまうとかはないと思うし、修理代次第では。だから、その辺も考えながら、やっぱり本当に自分の財産が減っていく考えを持ちながら行政の金を使ってもらわないと、いろいろなことを、いつも同じようなことを言いますけれども、本当に自分の金を使うような感覚で行政の金、税金を使ってもらいたいと思うんですね。

だから、そういうことで1日も早くこれを直すし、セキュリティーを強くするなりやってもらおう。後で、サンパークが始まってからの収入、大体なんですけれども、みんなに知ってもらうように、どれだけの売電になったのと、あと5回の収入、盗まれて何日休んでいるか、それ各担当課に調べてもらって出してもらえるのか。委員長、それをお願いしたいんですけれども。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 今の状況、やり取りのほう、環境課のほうに伝えた上で、あしたの経済環境部の委員会のときにご説明のほうを改めてさせていただければというふうに思います。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほういかがですか。

増田委員。

○増田敏雄委員 14ページなんですけれども、株式等譲渡所得割交付金なんですけれども、これは売買益の国が所得税率15.315%、地方税率5%の、その5%が、金額だと考えてよろしいのでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

株式譲渡所得割交付金につきましては、国税15.315%、地方税5%でございま

す。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 これ4, 938万円で間違いないですか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 間違いございません。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 おおむね少ないような感じ、なぜかと言いますと、今ちょっと自分の資料を持ってきたんですけれども、地方と、羽生市、大体平均率は、平均200万ぐらい収まっているんですよ。そうすると、私と同じようだとすると25人しかいないと。分からないんですけれども、これは、何人ぐらいでこの4, 938万円になったのか、この売買の交付金、大体ですよ、何人ぐらいでこれ構成されているのか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 こちら交付金の算定基準でございます。こちら交付金の算定基準のまず原資としては、株式譲渡に係る税金のうちの地方税分の5%が原資になります。この原資を、ざっくりなんですけど、都道府県の埼玉県のほうで4割、市町村のほうで6割の取り合いになります。その6割のうち、どうやって埼玉県の中に配分されるかということ、埼玉県全体の中における県民税の所得割で割られるような形になります。そうしますと、埼玉県全体の中における羽生市の県民税所得割分相当が羽生市に移行されるという形になりまして、結果、それが4, 938万円という形になります。

また、もとに戻りまして、先ほど委員に教えていただいた額、何人分というのは把握していないところでございます。申し訳ございません。

○斎藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 これからの時代の変化で、国は貯蓄から投資へ積極的に行っていくわけなので、自分が100倍ぐらいにはなった。100倍ぐらいにはいくようなことで、50億円ぐらい、今4, 900万程度、50億ぐらいになるような感じがするわけなんです。

だから、税収を増やすという方策として、貯蓄から投資へ国の方針でやっています。正しい金融リテラシー教育というのも、財政でも何らかの形で正しく寄与していただ

れば、これ大幅に増額になると思うので、その辺は、今後どういうふうな考えか教えてください。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 株式に限らず、金融リテラシー、今後、委員さんおっしゃるとおり、とても大事な、子どもたちから大人まで、本当に大事なことになってくるかと思います。そういったことを今後、財政のほうでも意識していきたいと思います。

以上でございます。

○増田敏雄委員 よろしくをお願いします。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはよろしいでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 先ほどの島村委員のサンパークの売電収入のことなんですけれども、売電収入としては収入がゼロということで表記されていたんですけれども、先日の本会議の中で保険に入っていると、収入の保障を、保険の保障の対象になっているという答弁があったんですけれども、どこかに、その保険のほうで、保険金として受け取っているのはどこかに入っているのかどうなのかというのを確認が一つと。

あと、もう一つ、16ページの交通安全対策特別交付金ですか、これがマイナスというふうにたしか説明のほうをされていたかと思うんですけれども、そのマイナスになった要因のほうを、ちょっと詳細を説明いただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、1点目のご質問のほうでございます。サンパーク村君の売電収入の部分につきましても、委員さんおっしゃられたように、保険対象にまず令和5年度についてはなっております。ただ、これが令和5年度歳入のほうにまだ入っていないく、今年度、令和6年度会計年度のほうで収入の予定となっております。

なお、こちらの令和5年度決算の中ではまだ入っていないような状況になっております。令和6年度決算の中で諸収入として、保険料収入として入ってくる予定という形で、令和5年度分につきましては予定しているところでございます。

2点目のほうの交通安全対策特別交付金でございます。こちらにつきましては、まず、配分の基準がございまして、過去2年間の交通事故件数と人口と道路の延長に応じて配分されるような形になります。その上で、実は埼玉県全体で交通事故が、例えばなんです、昨年3月の部分ですと、7.5%、交通事故自体が減っているという形になって

おりまして、全体として反則金が減っております。その影響を当市においても受けているものというふうに考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 人口と道路延長の分は特に影響はなく、単純に事故の反則金の収入 7.5%が減っているということによろしいですね。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 申し訳ございませんでした。人口の影響も多少あるというふうに考えております。国勢調査人口を基に人口で行なっておりますが、前回の国勢調査で、埼玉県自体は、人口が微増しております。ただ、羽生市は国勢調査人口上、人口が微減しております。なので、結果的に全体の中の交付率が少し落ちているという点、言葉は足りませんでした。多少人口の部分もマイナスのほうに働いているというふうに考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはよろしいでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 同じく 16 ページ、13 款の使用料及び手数料のところ、市営駐車場の使用料が随分減ってしまったということだったんですけれども、こちらの要因について教えていただけますか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 市営駐車場に関しましては、まず補助金ですね、利用台数がまず減少傾向にございます。令和 5 年度でございますが、月平均が、令和 5 年度 92 台でございました。令和 4 年度は月平均が 105 台でありましたので、13 台ぐらい平均すると減ったような形になっております。要因といたしましては、コロナの辺りからちょっとずつ減っておりまして、恐らく駅を利用する方で、東口の駐車場に車を止めて駅に行かれるという方が微減傾向なのかなというふうに今捉えているところでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 この減っていく状態が継続されるようだったら、いずれその部分も手放すとか、そういったことも考慮するようになるんでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 今現在の駐車場の利用をこのままちょっと永続的にできるかどうかというのは、まだ不透明かなというふうに考えております。

あちら、駅前の土地というところもございまして、今後、例えばということで、基盤整備や公共施設の再編の種地になり得る可能性もあり得るのかなというふうに考えております。

そのため、委員おっしゃられるとおり、今後、今の利用勝手に課題があるんじゃないかというふうに、さらになるようであれば、また改めてどんな感じに利用ができるのかというところを考えていく形になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。再開は50分といたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時50分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○栗原 繁総務部長 皆さん、こんにちは。

総務部長の栗原でございます。

昨日までの本会議では大変お世話になりました。

本日は、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算の審査でお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議案説明のため出席している職員を紹介いたします。

総務課長の佐藤でございます。

○佐藤康夫総務課長 佐藤です。よろしくお願いします。

○栗原 繁総務部長 地域振興課長の大橋でございます。

○大橋 裕地域振興課長 大橋でございます。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 秘書広報課長の須永でございます。

○須永正弘秘書広報課長 須永でございます。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 人権推進課長の根岸でございます。

○根岸啓之人権推進課長 根岸でございます。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 市民生活課長の橋本でございます。

○橋本華子市民生活課長 橋本です。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 なお、同席する係長につきましては、後ほど課長から紹介をさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、総務課所管部分について総務課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願います。総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、こんにちは。

総務課の佐藤でございます。これからどうぞよろしくお願いします。

同席している職員を紹介させていただきます。例規選挙係長関口でございます。

○関口祐也例規選挙係長 関口です。よろしくお願いいたします。

○佐藤康夫総務課長 恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、総務課所管部分について説明申し上げます。

別冊1、令和5年度羽生市一般会計・特別会計歳入歳出決算書の45、46ページご覧ください。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、備考欄一番上にあります職員人件費6億6,770万6,301円について申し上げます。

こちらは総務課が所管する人件費に係る決算でございます。

内訳としましては、市長、副市長の特別職2名、そして、総務部のうち秘書広報課、総務課、地域振興課、人権推進課、企画財務部の企画課、財政課、工事検査課及び会計

課などの職員に係る給与や職員手当、そして共済費等で構成しております。

次に、備考欄下から13行目にあります総務一般経費1,657万3,379円について申し上げます。

まず、1節報酬621万558円のうち66万円は、産業医の報酬でございます。こちらは常時50人以上の労働者を使用する事業所は産業医の選任の義務があるもので、羽生市医師会の推薦により渡辺医院の院長をお願いをしております。

次に、47、48ページをご覧ください。

まず、下から13行目にございます12節委託料の主なものとしまして、職員健康診断委託料405万7,176円がでございます。こちらは昨年10月に3日間にわたり実施した職員健康診断の経費でございます。

続きまして、51ページ、52ページでございます。

職員研修事業でございます。こちらは83万5,736円の執行でございまして、12節委託料43万5,140円が職員研修にかかった費用でございまして、内訳としましては、職員研修委託料と個人情報保護法研修委託料の2つがでございます。

次に、その下、18節負担金補助及び交付金33万6,650円は、羽生市、加須市、行田市、鴻巣市で構成する4市共同研修の負担金及び市町村アカデミーへの参加費などの研修負担金でございます。

続きまして、備考欄中段から下にございます第2目文書広報費について説明申し上げます。

最初に、備考欄にあります文書広報一般経費について申し上げます。

上から5行目にございます10節需用費、消耗品費412万5,303円は、主に市で使用する印刷用紙やコピー用紙代に係る費用で、総務課で購入をしております。

次に、11節役務費、通信運搬費、郵便料1,337万675円は、庁内各課の郵便物等の経費で、総務課がまとめまして支出しているものでございます。

次に、12節委託料は、全部で4つの業務委託を実施いたしました。

最初に、印刷室機器保守管理委託料は、庁内の印刷業務を行うため、3階の印刷室に設置した印刷機2台の保守管理に要した費用で、65万3,328円の執行でございました。こちらは定期点検のほか、不具合が生じた場合の修理、そしてインクなどの消耗品代も含まれております。

次に、保存文書廃棄業務委託料は、主に保存年限を過ぎた文書を廃棄するために行な

った委託で、6万1,413円の執行であります。昨年度はおよそ10トンの紙廃棄を行いました。

3つ目の法律顧問契約委託料99万円は、法的判断が必要な行政対応を行う場合に市の顧問弁護士であります清水利夫弁護士との相談に要した年間の委託料です。

最後に、例規集・行政手続整備等業務委託料112万2,000円は、全職員が使用、閲覧できる例規集の検索及び編集を行うためのシステムの保守並びに例規改定に伴うデータの更新に係る委託料でございます。こちらは令和5年度から契約方法と内容を見直したことに よりまして、従来と比較し、金額が減額となっております。

次に、53、54ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料のうち、使用料130万9,440円ございますが、こちらは使用料としまして、法令の制定改廃に関する情報及び官報などの資料等の提供料、そして、次の賃借料28万2,084円は、庁舎内にありますデジタル印刷機2台、シュレッダー7台、丁合い機、そして紙折り機1台ずつの合計11台の事務機に要した借上料になります。

次に、ページが飛びまして、55、56ページをご覧ください。

備考欄、最初の◎にございます情報公開・個人情報保護事業について申し上げます。

1節報酬、委員報酬のうち、情報公開・個人情報保護審議会委員報酬2万4,500円は、羽生市の個人情報保護制度に関する運用上の規定を定めるに当たり、委員からの答申を得るため、本年1月に会議を招集し、出席した7人分の委員に支払った報酬でございます。

次に、ページが少し飛びますが、91、92ページの中段から下、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費について申し上げます。

まず、備考欄にあります職員人件費（選挙管理委員会費）は、事務局職員、書記1名の人件費でございます。

次に、下から4行目の◎選挙管理委員会一般経費173万3,427円は、選挙管理委員会委員4名の報酬や委員会運営に係る経費及び各種負担金でございます。

次に、94ページ、最初の◎在外選挙人名簿登録事務について申し上げます。

こちらは羽生市から外国へ出国された方が海外でも国政選挙が行えるよう、申請に基づき登録する制度で、これに要した事務経費となります。こちらは在外選挙人名簿登録事務委託金として歳入に充当財源がございます。

次に、2つ目の◎第2目選挙啓発費、選挙啓発一般経費2万7,673円の主なものとして、市内小・中・高等学校に対し、選挙啓発ポスターコンクールを実施しまして、受賞者に対する記念品や賞状などに要した費用が主なものでございます。昨年度は市内小・中・高等学校10校から116作品の応募をいただきました。

次の第5目以降につきましては、令和5年度中に執行しました全部で3つの選挙の執行経費となります。

初めに、第5目県議会議員選挙費、県議会議員選挙執行経費1,250万7,417円につきましては、埼玉県議会議員一般選挙の執行に要した経費となります。こちらは、選挙運動期間は9日間、立候補者が2名で、令和5年4月9日に投開票が行われました。

次に、95、96ページ、第6目市議会議員選挙執行経費3,071万3,122円につきましては、羽生市議会議員一般選挙における執行経費となります。こちらは、選挙運動期間は7日間、立候補者が17名で、令和5年4月23日に投開票が行われました。

最後に、99、100ページ、第8目県知事選挙費をご覧ください。

100ページ備考欄、上から4行目にございます県知事選挙執行経費1,805万5,487円は、埼玉県知事選挙における執行経費となります。こちらは、選挙運動期間は17日間、立候補者が3名で、令和5年8月6日に投開票が行われました。

ただいま申し上げました3つの選挙は、選挙運動期間等の日数的な差、それから立候補者数といった対応する人数の差、県が支払うのか、市が支払うのかといった制度上の差など各種要因を通じて、それぞれの金額に違いが生じておりますが、選挙の執行に要した経費は、どれも報酬や手当などの人件費、それから、入場券や投票用紙作成に要する消耗品や印刷製本費、投開票に必要な看板や機器類の設置に関する委託料、また、機器類の使用料や賃借料、借上料がありまして、1つの選挙を執行するための構成項目はおおむね同様となっております。

そのような中、市議会議員選挙に限っては、市単独の選挙になりますので、県議会議員選や知事選にない項目がございます。

具体的に申し上げますと、11節不在者投票事務手数料や18節負担金補助及び交付金、こちらは市議選独自の支出となっております。

そして、ただいま申し上げました県議会議員選挙費及び県知事選挙費には、それぞれ

県から執行に要した経費に一部充当財源ございますので、歳入の県支出金に記載がございます。後ほどご確認をお願いします。

以上をもちまして、総務課所管部分の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 総務課さんの担当部分で、昨年度決算において特に着目している事業、分野等ございましたら、ご説明願います。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 総務課としまして、重点事業として取り組んだものとして、大きく2つございます。

まず、1つ目は、先ほど申し上げましたように、昨年度は3つ選挙がございました。4年に一度、任期満了の選挙が重なる年でございまして、4月に2回、8月に1回ということで、上半期3つ執行したわけでございます。それを適正に執行するというのが目標で取り組んだわけですが、選挙の無効ですとか、異議申立てになるような案件もなく、おおむね適正に執行されたものと選管としては評価しております。

もう一つは、改正個人情報保護法、そして改定個人情報保護条例ということで、令和5年4月1日に、ともに法律と条例が改正になりました。それに伴いまして、総務課としましても、これまでと運用が変わるということを市民、そして職員にも徹底すべきという考えの下、先ほどの決算の説明にもありましたが、個人情報保護法の研修会を職員向けに開きまして、時機を逸さず職員に指示できたものと考えております。重点事項である評価は以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

野中委員。

○野中一城委員 すみません、ちょっと2点ほど、細かい点になりますけれども、1点目が52ページの文書広報一般経費の委託料に関してなんですけれども、保存文書廃棄業務委託料なんですけれども、保存期間はどのぐらい保存しておくのかと、その期間だけで処分してしまうのか。その2点ちょっとお伺いします。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 まず、1点目の期間につきましては、文書取扱いの規則がございまして、各課におきまして、その基準にのっとって保管しているものと考えております。

例えば、毎年行うような軽易な事務であれば、1年廃棄というような形で取り扱っているでしょうし、例規のようなものは永年保存としていると思いますので、今回、この廃棄にのった文書というのは、その保存期限を満了したものということで、各課が積極的に廃棄、スリム化に努めているものというふうに考えております。

期限が来たらすぐに廃棄するかどうかということなんだけれども、中にはやはり期限は5年だけれども、もう1年置いておこうかというときには各課の判断によるものでございまして、必ず規則どおりに捨てているかと言われると、そうではないかもしれないんですが、ただ、期限より早くということはないということで、それはそれに準じておるという廃棄となります。

○斎藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 94ページの在外選挙人名簿登録に関してですけれども、昨年度の登録数と、登録されてからの対応というんですか、どのように対応していくのか。その2点お聞きします。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 昨年度の在外選挙人の登録数ですが、常に廃止になったり、登録にったりしていますが、現在のところ大体20名程度で推移をしております。

2点目の事務の流れなんです、海外にいらっしゃるわけなので、郵便で経由をしまして、在外登録人の申請が選挙管理委員会に対してございます。それに基づきまして、私どもで在外選挙人証という免許証のような紙なんですけれども、それを作って相手に郵送するんですけれども、従来は外務省を通じて海外の在外公館に送っていたんですが、令和5年度から直送になりまして、国際郵便が上がったもので、それで決算は大分、予備費を充用するほど郵便代が増えているんですけれども、流れとしましては、申請があったものを選挙人証を作って本人に証明書をお送りすると。それが海外の領事館なり、大使館に送って、ご本人は、この領事館なりに取りに行くというような形になります。その証明書を持ったご本人は、国政選挙のときには、その証明書を持って在来公館で投票できるというような、そのような流れになります。帰国しなくていいというような制度であります。

○斎藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 ちょっと聞き方おかしいんですけども、申請したから必ず返ってくると思うんですけども、ほとんどやっぱり返ってきますか。投票して、申請したわけですから、必ず向こうから申請したわけですから返ってくるはずなんですけれども、それというのは利用をしているのでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 確かに、今20名登録があると申しあげましたけれども、実際に、在外選挙で投票しているのは多分5人程度だと思います。ですので、必ずしも、その登録をして在外選挙人制度を利用しているかという、利用率は多くはないというのが現状でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

増田委員。

○増田敏雄委員 選挙というのは大変な事務量ですけども、そのときに関わった、例えば部長さんが関わると幾らとか、実際に私がその明細を見たわけじゃないから分からないんですけども、部長さんで5万円とか、課長さん4万とか、係長3万とか、そういう話があるんですけども、実際どれぐらいが支給されているか教えてください。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 管理職でございますので、基本、時間外は出ないんですが、その中で選挙や防災のときに出勤した職員には管理職特別勤務手当というのがございます。そういったものに、いわゆるその制度を使って支出している管理職の職員は延べ11名、市議選でございました。1人大体2万円から3万円程度ということで、平日の残業は対象外なんですけれども、当日と、その前日の準備、土日の2日間の分は、管理職特別勤務手当で対応できるようにしている、現状はそういった制度です。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 同じく選挙について質問させてください。

94ページで、去年久々に県議選あったわけですけども、もし、この県議選なかった、その前のときとかは、しばらくなかったと聞いています。そのときはどのくらい選挙の費用というのはあったんですかというのが1点と。

あと、市議選に関しても、少し余りが出たと思います。これは、その前の総選挙ではたしか18人出てという選挙があったので、今回17人出たということで、予測より1人少なかったがために、この不用額が出たのか。となると、大体1人当たり増える、減ることによって、この金額ぐらいが動くことになるという理解でいいのかということをお教えいただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 ご質問2点あったかと思います。

まず、1点目、県議選選挙、ない場合の執行経費ですが、過去なかった時代の平均といつか、なかった金額でいきますと、大体300万円から400万円程度ですね。やはりなかったとしても、告示までは立候補があるものとして準備は進めますので、例えばポスター掲示場の購入ですとか、そういうものは執行しますので、大体300万円、400万円程度だと思います。

もう1個の不用額のほうですが、こちらは選挙公営のお話でしょうか、ガソリンですとか、その不用額の説明ということで。こちらにつきましては、条例で定められた単価の最大値で見込みをしまして、今回、選挙管理委員会としましては、立候補者21人で見立てを行いました。実際は17名でございましたので、そこで4名の差が出ます。

さらに、実際に、その選挙運動を、例えばビラとかはがきといった選挙運動を行わなかった候補者の方もいらっしゃいましたので、そういった方も当然公営制度を使いません。あと、それぞれ候補者のお考えなんだろうと思うんですが、車を、選挙運動を走らせても、ガソリン請求されないですとか、運転手代は請求されないですとかという候補者もいらっしゃいますので、そういった見立ては最大値を見立てるんですけれども、実際に利用はやはり縮小化しますので、その乖離が不用額として出てしまっているというものでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとし委員 あれ全部使わない人も結構いらっしゃるということだったんですけれども、ちょっと勉強になりました。ありがとうございます。

ということは、最大値で見積もって、しかも21人の立候補を読んでいるので、1人減った増えたではなくて、そういうところで増減があったという理解。ということは、仮に1人増えたり、候補者が増えているんだとしても、もちろん不用額は少しは減るで

しょうけれども、全額が減るとか、増えるとか、そういう話にはならないという、そういうような理解でよろしいですか。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 そのとおりでございまして、1人最大値を全部の公営制度を利用すると、約90万円程度になります。それをもし21人でとなれば、それなりの予算額と同規模になってくるわけですが、実際は利用されなかった方がいらっしゃったということでの不用額でございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時23分 開 議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、地域振興課所管部分について、地域振興課長に説明を求めます。

地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 地域振興課長の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日同席させていただいております職員を紹介させていただきます。地域振興係長の小野田でございます。

○小野田皓太地域振興係長 よろしくお願ひします。

○大橋 裕地域振興課長 よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、地域振興課所管分の主なものについてご説明申し上げます。

まず初めに、決算書、69、70ページの下段をご覧ください。

交通安全対策一般経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第10目交通安全対策費、交通安全対策一般経費1,044万7,400円の主なものについて申し上げます。

まず、第7節報償費でございますが、交通指導員11名の費用699万6,000円でございます。

続きまして、71、72ページをご覧ください。

第10節需用費215万4,740円の主なものでございます。新入学児用のヘルメット443個やコピー代などの消耗品208万6,203円でございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金124万9,110円でございますが、こちらは、補助金123万2,610円で、これは交通安全対策を推進する団体への補助金で、交通安全母の会への補助金30万9,210円と交通安全協会への補助金92万3,400円でございます。

次に、下段に移っていただきまして、放置自転車対策事業でございます。こちらは29万9,461円についてでございます。

第12節委託料、こちらは羽生市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、羽生駅、南羽生駅周辺の放置自転車対策として、違法駐輪者への注意、撤去、保管等の作業をシルバー人材センターに業務委託したものでございます。令和5年度より、羽生駅と南羽生駅の業務を同日に行うように見直し、1日3.5時間、年間26日の監視撤去活動を行い、33台の自転車を撤去いたしました。

73、74ページの下段をご覧ください。

コミュニティ活動事業715万165円について申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金につきましては、補助金679万8,220円が主なもので、内容といたしましては、羽生市コミュニティ協議会へ16万6,220円、そしてコミュニティ助成事業補助金500万円は宝くじの売上収入を財源とし、一般財団法人自治総合センターが実施している補助制度で、県を通じて自治体活動に対して10分の10助成されるものでございます。令和5年度は、上川崎自治会と与兵エ新田自治会の2団体が補助を受け、集会所の備品等を購入しました。

また、その下の自治会集会所整備事業費補助金は、自治会が管理運営する集会所に対する修繕費補助として、三田ケ谷11区のほか11地区の修繕に5分の1を補助したもので、合計12件、163万2,000円となっております。

75、76ページの上段をご覧ください。

コミュニティセンター管理事業でございます。こちらは管理事業239万7,867円について申し上げます。

この事業は、羽生市中央公民館 1 階部分の羽生市コミュニティセンターの施設管理及び運営に係る経費でございます。

主なものといたしまして、第 1 節報酬 9 5 万 3, 3 6 4 円は、コミュニティセンター会計年度任用職員 1 名分の報酬でございます。

そして、1 2 節委託料、夜間管理事務委託料 1 3 7 万 2, 1 2 5 円は、コミュニティセンターの夜間管理のため、シルバー人材センターへの委託料でございます。

続きまして、7 9、8 0 ページをご覧ください。

7 9、8 0 ページの中段でございます。

第 1 7 目防犯費について申し上げます。

まず、当市の防犯体制につきましては、平成 1 7 年度から防犯指導員 1 名を配置し、犯罪から市民の方々を守るため、警察、防犯協会、防犯のまちづくり推進協議会等と連携し、各種地域防犯活動を推進しております。

それでは、中段の防犯対策一般経費 5 4 3 万 2, 4 8 4 円の主なものについて申し上げます。

第 1 節報酬 1 9 5 万 4, 9 3 5 円は、防犯指導員の報酬でございます。

少し飛びまして、第 1 3 節使用料及び賃借料 7 2 万円は、羽生駅に設置しております 1 5 台の防犯カメラの使用料及び賃借料になります。

第 1 8 節負担金補助及び交付金 1 8 4 万 9, 1 2 0 円のうち 1 5 6 万 9, 7 8 0 円は、市の防犯活動を羽生警察署と連携し実施している防犯協会に対する補助金と、交付金として、暴力排除推進協議会へ 1 0 万 6, 2 0 0 円と、地域安全推進連絡協議会へ 1 7 万 3, 1 4 0 円を交付しております。

同じページの下段、次に、防犯灯維持管理事業 2, 4 0 4 万 7, 0 7 5 円について申し上げます。

まず、市内に設置しております防犯灯は、令和 6 年 3 月 3 1 日現在、5, 7 9 0 基となっております。

第 1 0 節の需用費 1, 0 1 0 万 7, 2 3 9 円は、防犯灯の電気料でございます。

次の 8 1、8 2 ページをご覧ください。

第 1 3 節使用料及び賃借料 1, 3 9 3 万 9, 8 3 6 円につきましては、防犯灯の借上料でございます。防犯灯を L E D 化するに当たり、附帯サービス付きのリース契約となっており、1 年間のリース料でございます。

その下、協働のまちづくり推進事業、第18目地域振興費の協働のまちづくり推進事業、4,296万2,753円の主なものについて申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金4,291万1,000円につきましては、市民の自主的なコミュニティ活動に対し、3年間を限度に助成する市民活動応援補助金、各自治会や自治会連合会に交付している自治会の交付金でございます。

続きまして、第19目諸費のうち、地域振興課所管分の26万3,384円について申し上げます。

一般経費、第1節報酬1万7,500円につきましては、地域公共交通会議の委員報酬でございます。令和4年10月から実証運行を開始したのりあいタクシーなどの内容について協議するため、地域公共交通会議を昨年度1回開催いたしました。

10節需用費、印刷製本費1万1,550円及び第11節役務費、通信運搬費の郵便料18万9,334円は、昨年11月に実施いたしました羽生市の公共交通に関する市民アンケートの返信用の封筒の印刷代と後納郵便料でございます。令和5年10月1日現在で、住民基本台帳に登録されている市民のうち、満18歳以上を年代ごとに無作為抽出により1,500名を抽出し、アンケートを行なったものでございます。アンケートは636名から回答がございましたが、うち5名は直接窓口に提出されたものでございまして、郵便料に関しましては631名分となります。

83、84ページの上段をご覧ください。

上段のあい・あいバス運行補助事業2,240万2,461円についてでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、あい・あいバスを運行している朝日自動車への補助金でございます。

次に、のりあいタクシー運行補助事業3,859万9,049円について申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金は、羽生市ののりあいタクシーを実証運行している羽生タクシーへの補助金でございます。

続きまして、ページが大きく飛びまして、239ページ、240ページの中段をご覧ください。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災費、防災一般経費138万456円について申し上げます。

第11節役務費29万6,769円は、通信運搬費や県の防災行政無線の専用回線料、

自動応答電話の回線使用料等でございます。

第 18 節負担金補助及び交付金につきましては、自主防災組織育成補助金 94 万 4,000 円は、自主防災組織の育成を目的とした補助金で、市内 74 の自主防災組織が行う地域別の防災訓練などの実施に対して、世帯数に応じて補助金を交付したものでございます。令和 5 年度は、防災訓練等の実施が 44 件ございました。

続きまして、下段の防災用品備蓄事業 371 万 8,886 円について申し上げます。

防災用品の備蓄につきましては、地域防災計画に基づき、品目や数量などを勘案して計画的に備蓄しております。

第 10 節需用費、防災用備蓄品で非常用アルファ米 1 万 900 食、粉ミルク 240 箱、幼児用、高齢者用紙おむつ、口腔ケアウエットティッシュ、身体用、体拭き用ボディタオルなどを購入しました。主な防災備蓄品の保有状況につきましては、決算附属資料の 57 ページから 59 ページを後ほどご覧ください。

続きまして、防災訓練実施事業 185 万 2,000 円についてでございます。

次のページをご覧ください。

第 12 節委託料は、防災訓練実施委託料 180 万円で、羽生市消防団に委託をいたしました。委託の内容は、防災訓練に関する全ての業務を委託し、昨年 11 月 19 日に、総合防災訓練を 6 年ぶりに開催いたしました。

第 18 節負担金補助及び交付金で、防火防災訓練災害補償等共済制度掛金でございます。

続きまして、防災行政無線整備等事業 5 億 19 万 731 円について申し上げます。

令和 5 年度は子局のデジタル化を 102 局実施し、防災タワーを設置いたしました。令和 6 年度に子局のデジタル化 52 局や戸別受信機の更新を 40 台、防災アプリなどの附帯設備の導入をしており、防災アプリにつきましては、6 月より稼働をさせていただいております。今年度でデジタル化は完了となる予定でございます。

防災行政無線は、親局 1 局、子局 155 局、戸別受信機 36 局、移動局 28 局を保有しております。

第 10 節需用費 112 万 7,125 円のうち、光熱水費が 96 万 9,035 円は、防災行政無線の電気料でございます。次に、修繕料 15 万 5,540 円につきましては、屋外子局のバッテリー交換を 1 局実施いたしました。

11 節役務費 11 万 9,350 円は、防災行政無線の定期検査代行手数料でございます。

す。

第12節委託料520万2,230円は、防災行政無線設備の保守点検委託料111万4,190円と、防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託料408万8,040円でございます。防災行政無線デジタル化整備工事監理業務は、防災行政無線デジタル化整備工事を進めるに当たり、設計図書に基づく機器使用と施工仕様に基づいて、工程どおりに施工されているかどうかの管理をするものでございます。

第14節工事請負費4億9,365万9,501円は、防災行政無線デジタル化工事請負費でございます。防災行政無線のデジタル化工事は、令和4年度から令和6年度までの継続でございまして、令和5年度は、防災サーバーを設置するとともに、屋外拡声子局155局のうち102局のデジタル化工事を実施いたしました。今年度で終了する予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 地域振興課で、この決算の中で特に注目している事業等ありましたら教えていただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 令和5年度の重点事業といたしまして、1点目は、先ほど申し上げたとおり、防災行政無線のデジタル化の実施でございます。先ほど申し上げたとおり、昨年度は屋外拡声子局の建て替え工事をしておりまして、今年度で全て終了する予定でございます。

もう一つの重点事業は、先ほど申し上げましたが、昨年11月19日に行なった総合防災訓練の実施でございます。こちらの目的としましては、災害対応能力向上及び防災体制の充実を図ることを目的に行いました。1,009名の参加がございましたが、幼稚園とか保育園等にも防災訓練のチラシ等を配布し、お子様連れのご家族なども参加をいただいたところでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

島村委員。

○島村 勉委員 84ページののりあいタクシーの運行補助事業、これの運行状況はどうか。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 昨年度ののりあいタクシー及び、あい・あいバスの状況等でございます。

まず、あい・あいバスでございますが、昨年度の利用者数は、令和5年4月から令和6年3月末までで、8,256名の利用がございました。内訳は、ムジナもん号、手子林・三田ヶ谷ルートが2,914人、井泉・村君ルートのほうが3,339人、いがまん号の須影・岩瀬ルートが982人、川俣・新郷ルートが1,021人でございます。

また、のりあいタクシーの利用者数でございます。こちらは令和6年3月末、昨年度でございますが、利用者数は、1回以上の利用者数が751名でございます。タクシーに関しまして、今年度の例によれば、利用者、1回以上利用している方が831名、登録者数が3,929名となっております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 のりあいタクシーは、今、運行何台ですか。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 のりあいタクシーは現在3台稼働しておりまして、ただ、午前中のほうが利用者数が多い状況でございますので、午前中が3台、午後は2台という形で、2.5台という形で運行しているような状況でございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 時間的には何時から何時でしょうか。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 運行時間は平日の午前8時から午後5時で、時間的に利用者数が多い、のりあいタクシーの利用者数が多い時間帯は、やはり午前9時と10時台は多い状況でございます。利用者の多くは、通院や買物の際に利用しておりまして、9時台、10時台の利用者が多い状況でございます。午後の利用者は、先ほど申し上げたとおり、少なくなる傾向でございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 地域的には町へ来る人なんだけれども、どの地域がこのあい・あいであって、こっちのタクシーのほうが多いのか。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 地域的には、資料は、すみません、今ないんですけれども、結構満遍なくというか、市内全体的に利用されている方が多くて、特に、やはり三田ヶ谷、村君地区の方の利用が多いというふうにタクシー業者から伺っております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

小野田委員。

○小野田和男委員 のりあいタクシーについて、今平均、ここ30人となっているので、非常に、一般的に評判を言うとよくないですね。朝はいいんだけど、帰りはよくない。ここ30人ということは、3台で動いているんだから、1台で10人ですよ。8時半から5時までで10人というのは非常に少ない。じゃ、これは今後増やそうというのはどういうふうに考えています。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 現時点では、75歳以上の高齢者の方と、障害者手帳をお持ちの方という形で対応をしておりますが、来年度以降、来年の4月以降は全市民を対象という形で今考えておりまして、当然台数のほうも増やさせていただいて対応するような形で検討はしております。予約方法等につきましても、今電話とファクスで対応はしているんですけれども、アプリを使った予約方法も中に入れて対応はする予定で考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 非常にいいんだけど、まず、使い勝手がよくないというのは、どこが原因だと思います。これは私心配しているのは、ちまたに聞くと台数を増やすと、今度国の補助金も40%から20%になると。羽生市の財政負担もそれだけ増えてくるわけで、大いにPRはして使ってもらいたいのだけれども、全市民にすると、結構使っているのは75歳でも元気な人はあまり使っていないんだけど、使い勝手がよくない

れば、乗ってみようかなと思う人も増えてくるんだよね。あい・あいバスと一緒になんだけれどもPRはどういうふうにやっているんだろうなと思うんですけれども。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 のりあいタクシーのほうに関しましては、PRというか、75歳以上と、今、障がい者の方、障害者手帳をお持ちの方は該当するような形でございますので、その方々に、該当する方にパンフレット等をお送りさせていただいているような状況でございます。今後、まだ地域公共交通会議とか、10月頭にやる予定なんですけれども、そういうところは通しておりませんので、そういったところ等を見次第、全市に対象という形になれば、その時点でパンフレットとかは作成して配布する予定であります。まだ、会議は済んでいませんので。

○斎藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 現状だと、車増やさなくてもいいんじゃないかと思いますが、でも増やすみたいね。

○斎藤万紀子委員長 小野田委員、あくまで令和5年度の決算審議ですので、今後のことではなく、今回の決算についての質問をよろしくお願いいたします。

ほかの質疑はいかがですか。

小林委員。

○小林誠弥委員 同じ項目なんですけれども、あい・あいバスとのりあいタクシーの経費の補助している部分、詳細を教えてくださいなんですけれども。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 経費のほうの現在の負担でございますが、まず、運送費でございます。こちら人件費、運転手さんとかの人件費、後はガソリン代、車両の修繕等でございます。また、タクシーのシステム費ですね、タクシーでも今、のりあいタクシーを予約する上でシステムを入れておるんですが、その機器の貸借料や通信費等でございます。また、管理費ということで、資材等の管理費をこちらのほうで補助している状況でございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のほうは。

増田委員。

○増田敏雄委員 80ページの地域安全推進連絡協議会交付金なんですけれども、わたしが支部長で、交付金を頂いているんですけれども、二、三年前からしますと減額ということで減っているんですけれども、税収が増えてきた段階で、先行き戻していただけるかなという、その辺の先の計画がありましたら、教えていただければ。

○斎藤万紀子委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 今後につきましては、今減らしている、削減しているような状況でございますので、今のご意見のようなことも今後は予算を立てる上で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 質疑のほうはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時55分 開議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、秘書広報課所管部分について、秘書広報課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願います。

秘書広報課長。

○須永正弘秘書広報課長 改めまして、こんにちは。

秘書広報課長の須永と申します。

同席している職員をご紹介します。秘書広報課秘書広報係長の田沢でございます。

○田沢 将秘書広報係長 田沢と申します。よろしくお願いします。

○須永正弘秘書広報課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号のうち、秘書広報課所管分の歳出決算について説明をいたします。着座にて失礼いたします。

秘書広報課が所管する予算は、総務一般経費、文書広報一般経費、ふるさとの詩募集

事業、都市交流事業の４つに分かれております。

初めに、総務一般経費です。

決算書の４７、４８ページの一番下でございます。

総務一般経費は、主に市長、副市長の秘書業務に係る経費です。

次の４９、５０ページをご覧ください。

７節報償費１２万６，５１７円は、市長の視察、出張の際の相手方への謝礼品です。

８節旅費３８万８，９１３円は、主に市長及び随行の秘書広報課長並びに市長車の運転手の旅費です。

９節交際費は４５万６，０００円の支出です。コロナ禍で中止となっていた行事が再開されたため、令和４年度に比べて執行額が増加しております。

続きまして、１８節負担金、補助及び交付金８５万８，０００円は、全国市長会や埼玉県市長会などの負担金です。

続きまして、５３、５４ページをご覧ください。

文書広報一般経費は、広聴広報活動に関する経費です。

１２節委託料のうち、広報等配布委託料８２万６，６４１円は、羽生市シルバー人材センターへの委託経費です。毎月１日に広報「はにゅう」を、その他議会だより等も配布の依頼をしております。広報「はにゅう」印刷業務委託料９７万８，８８２円は、広報「はにゅう」Ａ４判フルカラーの印刷業務委託料です。

予備費が４０万３，１１３円充用されておりますが、この理由は、物価高騰の影響により、予算額に不足が生じたこと及び仕様の変更、ホチキス止めをなしからありに変更したことによるものでございます。

１３節使用料及び賃借料の広報等編集ソフト使用料８０万６，１７７円は、広報担当職員が広報「はにゅう」を編集するための編集ソフトの使用料と、広報「はにゅう」を１０の言語に翻訳し、スマートフォンやタブレットで読むことができるように加工するソフトの使用料です。

次に、ふるさとの詩募集事業、５５、５６ページでございます。

当該事業は、市内小・中学生を対象とした事業で、毎年度実施をしております。

７節報償費１１万９，８４０円は、ふるさとの詩実行委員への報償金や、入賞者へお渡しする記念の楯等の購入費です。

１０節需用費のうち印刷製本費６万３，５４０円は、受賞作品集の印刷製本費です。

次に、都市交流事業です。75、76ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金6万円は、埼玉県国際交流協会負担金、日本・ベルギー協会会費でございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次、ページとともに発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 秘書広報課において着目している事業、決算の数字等ございましたらご説明をお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 秘書広報課長。

○須永正弘秘書広報課長 令和5年度ですが、やはり秘書広報課としては広報「はにゅう」の発行でございます。市の事業の情報提供、それから市民の活動のお知らせ、それから時宜にかなった特集を掲載することで、多くの市民の方に読んでいただけるような広報づくりに努めて、令和5年度も発行したものでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

質疑のほうはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 零時00分 休 憩

午後 零時03分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、人権推進課所管部分について、人権推進課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願います。

人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 人権推進課課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。

す。

大変恐縮でございますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第59号のうち人権推進課所管分の歳出決算につきまして、順次説明申し上げます。

決算書の73、74ページをご覧ください。

初めに、第12目人権推進費についてご説明申し上げます。

予算現額765万8,000円に対し、支出済額が692万7,841円となり、執行率は90.47%、不用額は73万159円でした。

それでは、74ページ右上、上段をご覧ください。

人権推進費の総額692万7,841円の主なものについてご説明申し上げます。

1節報酬、委員報酬8万5,000円のうち、主なものを申し上げます。

人権施策推進審議会委員報酬6万7,500円は、昨年度、人権施策推進基本方針及び同和行政基本方針の改定に伴い、2回の審議会を開催し、対象となった11名分の委員報酬です。

7節報償費、委員報酬1万5,000円は、公民館で行われた人権問題研修会、2回分の講師謝金でございます。

8節旅費10万5,013円は、会計年度任用職員1名分の費用弁償の費用と、人権問題研修会など各種研修会等の旅費でございます。

次に、10節需用費42万9,728円のうち、主なものを申し上げます。

消耗品費24万9,548円の主なものは、人権運動団体の発行する新聞やコピー代等でございます。印刷製本費18万180円は、年1回発行している人権広報誌の印刷費でございます。

12節委託料129万6,000円は、地域住民の生活上の相談に応じる生活相談業務の委託料でございます。なお、埼玉県から補助金として91万8,000円が交付されております。

18節負担金補助及び交付金405万3,600円の主なものといたしましては、人権擁護委員協議会の負担金20万8,600円や部落解放運動団体366万円への補助金等でございます。

次に、15目男女共同参画費について説明いたします。

75、76ページをご覧ください。

76 ページ下段、男女共同参画一般経費 305 万 1,003 円についてご説明いたします。

1 節報酬、委員報酬 5 万 7,000 円については、男女共同参画審議会 2 回分の報酬です。この会議は、第 3 期羽生市男女共同参画基本計画、羽生男女共同参画プランの改正を議題として会議を行なったものです。

ページをめくりまして、78 ページ上段をご覧ください。

7 節報償費、報償金 7 万 9,500 円の主なものといたしましては、男女共同参画に関わる研修会やDV防止対策などの講座等の講師謝金でございます。

10 節需用費 22 万 60 円のうち、主なものといたしましては、年 1 回発行している男女共同参画啓発用情報誌「みらい」の印刷費 14 万 7,334 円でございます。

12 節委託料 76 万 8,450 円の主なものにつきましては、パープル羽生で毎週水曜日に実施している女性相談 60 万 7,200 円や、資格取得講座の委託料 12 万円などでございます。

続きまして、13 節使用料及び賃借料の主なものといたしましては、賃借料 2 万 7,242 円でございます。DV 被害者支援として、施設料の借上料やコピー機の賃借料でございます。

14 節工事請負費は、男女共同参画推進センター多目的ルーム改修工事請負費でございます。多目的ルームはおおむね生後 6 か月から小学校就学前までの児童を対象とした託児サービスや相談室として利用しております。

以上で、人権推進課所管分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑がある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとり委員 人権推進課で本年度決算において着目している事業等ございましたら教えていただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 人権推進係につきましては、人権推進基本方針及び同和行政基本方針の改定を行いました。男女共同参画係につきましては、男女共同参画プランが策定から 5 年経過いたしまして、計画期間の中間年に当たるということで改定を行いまし

た。また、パープル羽生の隣に、相談室兼託児ルームを開設しました。そのほかにパートナーシップ、ファミリーシップ制度を導入し、性的少数者の方に対する社会的理解の促進、多様性を認め合う社会の実現を目指しました。

以上となります。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑のほういかがでしょうか。

○田口さとる副委員長 委員長の職務を交代します。斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 昨年度から女性相談等、男女共同参画に関する活動がパープル羽生から市民プラザに移動になったわけですが、場所の移動に伴ったメリットと課題について教えてください。

○田口さとる副委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 相談場所といたしましては、市民プラザ地下1階ということで、プライバシーが保護されており、相談に来てくれる方にとっては、メリットになっていると思います。

課題といたしましては、相談業務を請け負う職員においては、環境面が主に課題ではあります。

以上でございます。

○田口さとる副委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 職員が相談を請け負う環境に関する課題というのは、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

○田口さとる副委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 相談業務としてはいいんですが、地下ということで湿度が高かったり、日が当たらない場所ということで環境面に関しては、ちょっと課題があります。

以上でございます。

○田口さとる副委員長 委員長の職務をお返しします。

○斎藤万紀子委員長 質疑はよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 零時13分 休 憩

午後 1 時 1 0 分 開 議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 5 9 号、市民生活課所管部分について、市民生活課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願います。

市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 市民生活課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日同席しております職員をご紹介します。課長補佐兼市民係長の野口でございます。

○野口武士課長補佐兼市民係長 野口です。よろしくお願いします。

○橋本華子市民生活課長 それでは、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、市民生活課所管分について、決算書 7 7、7 8 ページをご覧ください。

初めに、第 2 款総務費、第 1 項第 1 6 目消費生活行政費、消費者行政一般経費について説明させていただきます。

この事業につきましては、消費生活に関するトラブル等について、相談、啓発業務に係る経費となっております。当初予算額 2 9 1 万 9, 0 0 0 円、支出済額 2 3 7 万 7, 6 4 5 円、不用額は 5 5 万 4, 3 5 5 円でございます。不用額の主なものにつきましては、第 1 節報酬、会計年度任用職員である消費生活相談員の介護により欠勤によるものでございます。

それでは、主なものについて説明いたします。

第 1 節報酬 1 7 5 万 3, 6 3 8 円は、会計年度任用職員である消費生活相談員の報酬となっております。相談員 2 名が週 4 回、月・火・水・金の 1 0 時から 1 6 時まで、1 階会計課隣の消費生活センターにおいて、消費者生活トラブル解決に向けて相談を行っております。令和 5 年度は開催日 1 7 8 日、相談件数 2 2 8 件でした。

ページ変わりまして、第 1 0 節需用費 4 0 万 5, 6 2 6 円のうち、消耗品 1 2 万 3, 1 4 8 円がコピー代、事務消耗品のほか、啓発用ティッシュ、そして 1 0 万 9, 9 8 1 円を購入し、啓発活動に活用しております。この 1 0 万 9, 9 8 1 円につきましては、県より消費者行政活性化補助金 1 0 分の 1 0 を充当しております。印刷製本

費 28 万 2, 478 円につきましては、若年層や高齢者層への啓発として行なっている出前講座において活用している教材や、消費生活センター啓発リーフレットの印刷費に係る費用となっております。

なお、消費生活センターのリーフレットの印刷については、県補助として消費者行政活性化補助金が充当されております。

続きまして、ページ変わります、81、82 ページをご覧ください。

第19 目諸費のうち、備考欄下から2 つ目の◎一般経費市民生活課 201 万円でございます。

第12 節委託料は、法律相談弁護士 2 名に係る委託料 198 万円となっております。法律相談につきましては、毎月、第2、第3、第4 木曜日の午後に実施しております。令和5 年度の開催日日数は36 日、相談件数につきましては240 件となっております。

次に、第18 節負担金補助及び交付金 3 万円でございますが、行政相談連絡協議会の負担金でございます。

続きまして、89 ページ、90 ページをご覧ください。

第3 項第1 目戸籍住民基本台帳費のうち、90 ページの備考欄、中ほどの◎の戸籍住民基本台帳一般経費について申し上げます。

こちらの経費は、窓口業務に係る経費となっております。当初予算額 1 億 294 万 4,000 円、補正予算額 2,315 万 7,000 円、継続費及び繰越事業費繰越額 610 万 5,000 円、予算現額 1 億 3,220 万 6,000 円、支出済額 1 億 1,260 万 2,696 円、翌年度繰越明許費 1,704 万 7,000 円、不用額 255 万 6,304 円でございます。補正予算額 2,315 万 7,000 円の内訳といたしましては、人事院勧告によるものとして 610 万 7,000 円と、翌年度繰越しとなっております戸籍ふりがなに係るシステム改修の 1,705 万円の合算額となっております。繰越事業費繰越額 610 万 5,000 円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業のうち、戸籍事務における情報連携に必要なシステム改修に係るものとなっております。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補助割合 10 分の 10 を活用し、既に令和5 年6 月にシステム改修を行いました。この改修により、令和6 年3 月から窓口において、戸籍の広域交付や今まで婚姻などの届出に添付しておりました戸籍謄本が省略されるようになりました。また、他市の戸籍情報を参照することができるようになり、生体認証機器の導入により、セキュリティの強化もされ

ました。

それでは、主なものについて説明させていただきます。

第1節報酬566万2,849円につきましては、マイナンバーカードの発行、交付事務に当たっております会計年度任用職員の賃金でございます。マイナンバーカードの発行、交付等の事務に係るものとしたしましては、国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金が充当されております。

第11節役務費164万7,867円の主なものでございますが、マイナンバーカード本人限定受取郵便、届書送達確認用はがき代や他市町村との戸籍照会等の郵便料や証明書コンビニ交付事務手数料でございます。

コンビニ交付サービス事業につきましては、コンビニエンスストアなどのマルチコピーを利用して、マイナンバーカードをかざして、住民票や印鑑証明などを取得できるサービスとなっております。

この証明書コンビニ交付事務手数料につきましては、ご利用者様から証明書代1通300円をいただき、そのうち117円を手数料として、地方公共団体情報システム機構へ支払っているものでございます。

このほかのコンビニ交付サービス事業の歳出につきましては、コンビニ交付システム使用料として303万6,000円と、証明書交付運営費負担金として、272万8,000円を支払っております。

コンビニ交付発行の1枚当たりのコストにつきましては、市に入る手数料を含めると、1枚当たり532円となっております。前年度より317円の減となりました。

次に、第12節委託料2,910万3,140円でございます。主なものとしたしましては、戸籍総合システム等改修委託料610万5,000円と、窓口業務委託料2,255万円となっております。

戸籍総合システム等改修委託料は、令和元年5月の戸籍法の一部改正に基づく戸籍総合連携システム等の改修費でございます。改修内容は、既存の戸籍総合システムの改修として471万9,000円と、既存の戸籍総合システム端末14台に静脈認証ソフト導入費としたしまして138万6,000円となっております。

ページ変わりますので、91、92ページになりますが、窓口業務委託料でございますが、季節的な繁閑を問わず安定した窓口サービスの提供を図ることや多様化するサービスに対応するため、令和5年度より3年間、株式会社日本ウォーターテックスに窓口業

務を委託しております。

次に、第13節使用料及び賃借料1,204万3,680円でございますが、主なものといたしましては、先ほども触れましたが、コンビニ交付システム使用料及び戸籍総合システム使用料でございます。戸籍総合システム使用料については、令和4年2月より、戸籍総合システムのクラウド化がされたことに伴うものでございます。

次に、第18節負担金、補助及び交付金の274万2,000円でございます。主なものといたしましては、証明書交付センター運営負担金として272万8,000円でございます。

続きまして、ページ変わります、171ページ、172ページの中段をご覧ください。

第4款衛生費、第1項第5目斎場費について申し上げます。

当初予算額2,824万5,000円、予備費、支出及び流用増減73万9,300円、予算現額2,898万4,300円、支出済額2,890万2,100円、不用額8万2,200円でございます。予備費、支出及び流用増減の73万9,300円につきましては、灯油代の不足分でございます。

不用額の主なものにつきましては、工事請負費について、1から3号、炉内台車耐火材打ち替えと折りたたみレール交換工事を併せて行うことで、工事費の削減となったものです。

初めに、第10節需用費171万3,800円は、斎場の施設の修繕費でございます。修繕の内容といたしましては、火葬炉オイルポンプ交換修繕と、1号から3号炉、メタル冷却ファン交換修繕を実施しております。

第12節委託料2,183万1,300円につきましては、斎場の指定管理料でございます。

内訳といたしましては、指定管理料が1,727万4,000円、燃料費が455万7,300円となっております。

次に、第14節工事請負費535万7,000円でございます。まず1つ目は火葬炉整備工事として、2号炉、3号炉、セラミックブロック張替工事として218万9,000円でございます。

2つ目として、1号炉から3号炉、炉内台車耐火材打替と折りたたみ畳みレール交換工事316万8,000円を実施しております。

以上で、令和５年度羽生市一般会計決算のうち、市民生活課所管分の説明を終わりにいたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 市民生活課所管部分におきまして、昨年度、令和５年度の重要事業等ございましたら、ご説明お願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 市民生活課での令和５年度の重点事業といたしましては、窓口業務で行なっておりますマイナンバーカードの申請及び交付率の向上と、斎場の施設も所管しておりますので、安心して利用できる斎場、施設の維持というものを上げさせていただいております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

増田委員。

○増田敏雄委員 ８２ページ下のほうの負担金の３万円の行政相談連絡協議会負担金とは、県の組織か何かになっているのでしょうか。どんな組織なのでしょう。分かれば教えてください。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 こちらの負担金につきましては、３市、行田市、加須市、羽生市で行なっている負担金でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑はいかがでしょう。

田口委員。

○田口さとる委員 ９０ページ、９１ページのほうで、戸籍に関して、本人が窓口で、よその市のもの、よその市町村の戸籍とかも取れるように、４月からなったんでは、その点に関して、もちろん４月からだとしたら、まだここに入っていないと思うんで、それが変わったことによって、この決算の中から、どの辺が増えたり、減ったりすることが考えられるのかということをお知らせ願えますか。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 他市の戸籍謄本等が取れるようになったのは、今年の3月からになっております。こちらの交付ができることにより、他市の戸籍が取れるようになったわけなんです、それに伴う収入も羽生市のほうで請求があればお出しができるというところでは、収入として手数料が入ってくることになります。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 そうなると、歳入の項目のほうでそういったところが少し増えてくる感じですか、来年の決算までは。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 もちろん収入で入ってくるものと思います。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 どのくらい増えることが見込まれますか。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 3月からこちらの広域交付が始まっております。月大体150件から200件ほどの申請がございます。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 金額にすると、どのくらいなところ。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 150件から200件という、月の申請がございますので、月10万から12万ぐらいの金額で収入がコンスタントに入ってくることになるかと思えます。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 それに対して、そのシステムの利用とか、そういったところで減の部分というのはあるんでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 改めて月々にこういう交付について係る支出はございませんが、先ほど説明の中に申しあげましたとおり、610万5,000円というのが昨年度からの繰越しというところで、システム改修を行なっておりますので、そちらのほうで、委託でシステム改修でかかってしまっておりますが、ランニングコストで、交付でかかるというところは今のところ発生しておりません。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

野中委員。

○野中一城委員 確認というか、聞いておきたいんですけども、今、現時点のマイナンバーの交付率はどのくらいなんですか。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 交付枚数率になりますと、令和4年3月末では61.2%というふうになっておりましたが、令和5年3月末時点になりますと、74.6%となっており、13.4%アップしております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 74.6%ということであったと思うんですけども、本年度注目、先ほど言ったように、マイナンバーの推進も含めた取組だと思うんですけども、これはやっぱり、もうちょっと上げていくのに対して、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 市民生活課長。

○橋本華子市民生活課長 今後、障がい者施設や高齢者施設で、来場できない方々への出前の申請サービスを行なってまいりたいと考えております。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休 憩

午後 1時37分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、会議を開きます。

議案第59号、歳出において財政課所管部分について、財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。財政課財管係長、関根でございます。

○関根 亮財政管理係長 関根です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にてご説明のほうをさせていただきます。

議案第59号 令和5年度一般会計歳出決算のうち、議会費並びに財政課所管部分につきましてご説明させていただきます。

決算書の41、42ページをご覧ください。

第1款議会費につきまして、1,000円単位の概数で申し上げさせていただきます。ページ右側備考欄をご覧ください。

まず、議会一般経費1億1,889万2,000円、こちらでございますが、主なものについてご説明させていただきます。

第1節報酬、第3節職員手当等、第4節共済費、こちらにつきましては、議員、会計年度任用職員の人件費になります。

続きまして、第10節需用費のうち印刷製本費162万円の主なものは、議会だよりの印刷代159万9,000円になります。

ページ、43ページ、44ページに移らせていただきます。

第12節委託料は604万9,000円となります。主なものにつきましては、会議中継映像配信業務委託料204万1,000円、会議録調製等業務委託料321万7,000円でございます。

第13節使用料及び賃借料のうち主なものは、インターネットでの検索システム使用料となる会議録検索システム使用料79万2,000円とペーパーレス会議システムの使用料71万2,000円になります。

14節工事請負費、こちら議場のスロープ設置工事請負費、車椅子対応にできるようバリアフリー対応したものでございます。55万7,000円でございます。

事業を移らせていただきます。

議会活動事業、こちら政務活動費126万9,000円となっております。

議会費につきましては、以上となります。

次に、55、56ページに移らせていただきます。

事業を移りまして、56ページ右側、財政一般経費になります。財政一般経費179万4,000円、主なものにつきまして、ご説明させていただきます。

第10節需用費、印刷製本費21万円は、令和6年度の当初予算書の印刷代になりま

す。

12節委託料125万1,800円、こちらでございますが、地方公会計システムの保守業務委託料44万円と財務書類の作成委託料81万1,800円になります。これは貸借対照表などの財務書類を作成するための経費になります。

58ページに移らせていただきます。

事業変わりまして、財産管理一般経費になります。財産管理一般経費1億973万5,000円でございます。

第10節需用費4,282万8,000円のうち燃料費が783万5,000円は、主に市庁舎の冷暖房機器に使用する灯油代691万1,000円及び財政課が管理する公用車のガソリン代90万7,000円になります。

次のページに移らせていただきます。

光熱水費1,851万6,000円のうち電気料が1,506万4,000円は、庁舎及び羽生駅自由通路の電気料になります。

修繕料1,456万3,000円の主なものは、羽生駅西口エスカレーターの踏み板交換等の修繕が1,144万8,000円、その他市庁舎関連で186万円、財政課管理車両の車検や法定点検を含む公用車の修繕が30万2,000円となります。

続きまして、11節役務費1,097万1,000円の主なものは、主に電話料472万7,000円となります。

続きまして、12節委託料でございます。委託料4,765万7,000円のうち主なものにつきましては、庁舎の総合管理業務委託料2,167万円となります。受付案内業務や電話交換業務、清掃業務、印刷業務、空調の管理業務などに関する委託料でございます。

次のページに移らせていただきます。

13節使用料及び賃借料でございます。369万5,000円でございますが、主なものにつきましては、市庁舎内の電話交換機や公用車のリースなどによるリースに係る費用となります。機械借上料162万円、自動車借上料174万円になります。

第14節工事請負費315万円の主なものにつきましては、庁舎内の電話配線設備の改修工事117万7,000円や旧女性センター南側に既設のごみ置場を移設するための整地工事費66万円等になります。

17節備品購入費41万9,000円の主なものは、故障した芝刈機や耐用年数を経

過した二酸化炭素消火器の解体費等になります。

26節公課費は、公用車の車検時に負担する自動車重量税9万3,000円となります。

事業変わりまして、基金積立事業に移らせていただきます。

基金積立事業につきましては5,568万円となります。それぞれの基金への元金と利子の積立てになります。公共施設修繕引当基金元金積立金5,000万円は、将来の公共施設の大規模な修繕に備えるため、9月補正にて元本積立てを行いました。森林環境譲与税基金元金積立金567万4,000円は、令和5年度に交付された森林環境譲与税交付金を原資として基金への積立てを行いました。

69、70ページに移らせていただきます。

事業変わりまして、財政調整基金積立事業になります。

財政調整基金積立金5億56万3,000円は、財政調整基金の元金と利子の積立てになります。9月補正により5億円の元金積立てのほうを行なったものでございます。

ページ、301、302ページに移らせていただきます。

第11款公債費でございますが、19億9,508万8,000円は、一般会計における市債の借入に伴う後年度の償還に関する経費となります。内訳としては、元金償還として19億5,243万円、利子償還としまして4,265万8,000円となります。

なお、令和6年3月末における、一般会計における借入金残高は161億5,011万5,000円となり、前年度と比較して、額にしてマイナスの7億2,300万円、率にしてマイナス4.2%の減となりました。

12款予備費1,730万7,000円は、年度途中に予定外の支出があり、予算が不足した場合、本来は補正予算のところで議会の議決を経るのが正式なやり方となりますが、軽微なものや緊急を要するものにつきまして、予備費で対応させていただいております。主なものは、消防司令室用非常用発電機の故障対応や産業文化ホールにおける緊急修繕等に対応させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 ご説明のあった財政課所管部分における重点事項についてございましたら、ご説明のほうをお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 持続可能な財政運営を担保するため、2点が重要だと考えられます。

1点が公債費と市債のバランス、2点目が財政調整基金をどれだけ積み戻しを年度途中にできるかということを意識しているところでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 1時52分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、歳出において、契約検査課所管部分について、契約検査課長に説明を求めます。

契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 契約検査課長の高附でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日同席する職員を紹介いたします。契約係長の田口でございます。

○田口幸代契約係長 田口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高附直也契約検査課長 説明につきましては、着座にて失礼いたします。

議案第59号 令和5年度一般会計歳入歳出決算のうち、契約検査課所管部分につきましてご説明いたします。

なお、契約検査課につきましては、今年度より配置された課でございますので、令和5年度決算では、財政課契約係及び工事検査課所管部分となります。

決算書の５１ページ、５２ページをご覧ください。

備考欄、最初の◎総務一般経費（工事検査課）が該当し、歳出は２万６，４９７円でございます。

内訳でございますが、第１０節需用費２万６，４９７円につきましては、コピー代、その他事務用品購入に伴う消耗品費でございます。

次に、６１ページ、６２ページをご覧ください。

財産管理一般経費、第１８節負担金補助及び交付金の負担金の２つ目で、埼玉県電子入札共同システム負担金が該当し、歳出は７９万５，４４６円でございます。内訳でございますが、電子入札共同システムの開発及び運営に係る事務の費用負担と入札参加資格申請の共同受付に係る経費負担となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 電子入札はいつから始まったんですか。

○斎藤万紀子委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 電子入札におきましては、平成２３年度から埼玉県電子入札共同システムに参加し、実際に電子入札を行ったのは平成２６年度から始めております。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 現在は大体それを活用できているのか。

○斎藤万紀子委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 工事等につきましては、１００％電子入札で行なっておりますが、物品等購入については、まだ紙入札を行なっております。令和６年、今年度から負担金を払いまして物品等のほうも参加し、来年度から随時実施していく予定でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 そうすると、また物品のほうのその負担金というのは増えるのか。

○斎藤万紀子委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 そのとおりになります。まだ負担金のほうは来年度に、今年度

はもう既に負担金のほうが予算のほうで倍以上増えておりまして、また来年度になりますと、実際に開発費のほうの負担金のほうがまた増えてきます。金額については新年度に協定を結んでからになりますので、まだ未確定でございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 何というか、人件費なり、いろいろな経費的には相当楽になりますか。

○斎藤万紀子委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 事務の負担軽減のほか特に、受発注者間における一連の手続が電子入札の共同システムで行うことによって、入札参加業者間や市職員との接触機会が減少し、また談合等の不正行為の抑止効果が期待され、公平性、公正性の確保が図られます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 7 分 休 憩

午後 1 時 5 8 分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 5 9 号、企画課所管部分について、企画課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願います。

企画課長。

○杉山浩二企画課長 企画課長の杉山でございます。

本日同席させていただきます職員を紹介させていただきます。企画課情報政策係長の石川です。

○石川 学情報政策係長 石川です。よろしくお願いいたします。

○杉山浩二企画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第 5 9 号 令和 5 年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、企画課所

管部分について説明申し上げます。

決算書の 6 1、6 2 ページをご覧ください。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 6 目企画費、備考欄の◎企画政策一般経費について申し上げます。

第 1 節報酬のうち、行政改革推進委員報酬 2 万 4, 5 0 0 円は、第 6 次羽生市総合振興計画前期基本計画に位置づけた 4 2 施策について、最終評価の意見をいただくために開催しました羽生市行政改革推進委員会の委員に対する報酬です。

続いて、6 3、6 4 ページに移ります。

6 4 ページの右の備考欄中段になります。

第 1 3 節使用料及び賃借料 6 8 万 6, 4 0 0 円は、時事行政情報 i J A M P の使用料でございます。

次に、第 1 8 節負担金補助及び交付金 6 7 7 万 5, 0 0 0 円について主なものを申し上げます。

秩父鉄道整備促進協議会負担金 6 7 4 万 4, 0 0 0 円は、埼玉県及び秩父鉄道沿線 8 自治体で構成している秩父鉄道整備促進協議会の通常負担金 5 万円及び秩父鉄道安全対策事業への特別負担金 6 6 9 万 4, 0 0 0 円でございます。

次に、電算管理事業 1 億 8, 7 9 8 万 6, 9 5 1 円について申し上げます。

第 1 1 節役務費、電話料 1, 0 7 2 万 7, 2 6 2 円は、市役所及び出先機関とデータセンター間を結ぶ通信回線等の使用料です。

次に、第 1 2 節委託料 5, 2 7 5 万 3, 9 9 8 円の主なものを申し上げます。

ページ、6 6 ページに移ります。

まず、電算処理委託料 1, 1 1 0 万 6, 6 4 5 円は、市の基幹業務である市税や住民情報等の業務システム機器や、ネットワーク機器等の保守業務に係る委託料です。

続いて、4 行目、電算システム変更委託料 2, 9 2 6 万円は、マイナンバー制度による税や社会保障の情報連携に必要なシステム対応業務及び自治体システム標準化等対応業務に係る委託料でございます。

続いて、3 行下、定型業務自動化システム運用支援業務委託料 4 3 5 万 6, 0 0 0 円は、定型業務を自動化するデジタル技術である R P A や、紙媒体を読み込み、データに自動変換する A I - O C R の導入、運用に係る委託料です。

次に、1 行下になります。メール配信システム移行業務委託料 7 7 万円は、使用して

いたメール配信システムのサポート終了に伴う新たなシステムへのデータ移行に係る委託料です。

次に、マイナポイント申込支援業務委託料 3 8 3 万 9, 0 0 0 円は、令和 4 年度に引き続き、マイナポイント申込支援窓口を設置したことによる業務委託料です。

次に、第 1 3 節使用料及び賃借料 1 億 1, 8 7 5 万 2, 8 5 9 円の主なものについて申し上げます。

初めに、使用料のうち、電算処理システム使用料 6, 4 8 7 万 8, 0 0 0 円は、住民記録、市税、福祉、財務会計など 5 6 の行政システムの使用料です。

次に、賃借料のうち、電算機器賃借料 5, 0 9 8 万 6, 3 6 3 円は、職員が使用している業務用のパソコンや、バックアップサーバー機器等の賃借料です。

次に、第 1 8 節負担金補助及び交付金 4 7 9 万 7 8 9 円の主なものについて申し上げます。

社会保障・税番号制度中間サーバー負担金 3 1 0 万 1, 0 0 0 円は、マイナンバー制度に基づき、市町村や国で保有する特定個人情報の照会や提供等の情報連携を行うための自治体中間サーバーを維持管理するための負担金です。

続いて、6 7、6 8 ページをご覧ください。

備考欄の一番下の◎です。羽生市生活応援商品券配布事業 2 4 0 万 1, 0 4 1 円について申し上げます。

本事業は、令和 4 年度から引き続き予算を繰り越し、令和 5 年度に事業を完了したものであります。

6 9、7 0 ページをご覧ください。

第 1 2 節委託料 2 2 3 万 7, 2 1 6 円は、令和 5 年度分の商品券の取扱いに係る業務委託料であります。

続いて、少し飛びまして、1 0 1、1 0 2 ページをご覧ください。

1 0 1 ページ中段、第 5 項統計調査費、第 1 目統計調査総務費につきましては、職員人件費並びに統計調査費一般経費として、旅費及び埼玉県統計協会の負担金でございます。

次に、第 2 目統計調査費の主なものを申し上げます。

1 0 2 ページ、備考欄の一番下の◎住宅・土地統計調査事業 3 5 8 万 5 5 7 円の主なものを申し上げます。

第1節報酬33万5千375円は、調査員等53名及び会計年度任用職員3名に対する報酬です。

なお、国・県の統計調査に係る費用は、原則として全額、県からの委託金により賄われておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとり委員 所管部分における重要な施策、事業等ございましたら、ご説明のほうをお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 令和5年度の企画課の重点事業としましては、基幹系20業務システムの標準化でございます。こちらは令和5年、6年、7年度にかけて行うものでございますが、全国の自治体において、令和7年度末までに住民記録や税などの基幹系20業務のシステムを導入させるものでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

島村委員。

○島村 勉委員 64ページなんですけど、毎年のことですが、秩父鉄道整備促進協議会の負担金、これは変わらないというか、基準はどんなふうで、どんなふうになるのでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 秩父鉄道の整備促進協議会の負担金でございますが、説明でも申し上げましたけれども、通常負担金として、まず5万円がございます。また、秩父鉄道の安全対策事業として特別負担金が66万9千400円でございます。この特別負担金の部分は毎年若干変動になります。こちらにつきましては、人口割、乗降客数割、均等割で算出されておまして、若干ですけれども変動がございます。

また、年度によって秩父鉄道で工事を行っておりますので、その工事の金額の影響によりまして若干の誤差が発生するものとなっております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 ずいぶん長くやっているけれども、傾向としてはどうなんですか、あまり変わらないんですか。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 金額としましては、大体横ばいではございます。ただ、今後、秩父鉄道で工事を控えているものがかなり多額になってまいりますので、来年度以降になりますと、およそ1,000万近くの負担金が予想されてくるというところでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 大分、線路にしても何にしても悪くなっているからなんだけれども、人口割というよりも、人口割でも単価自体も上げていかなくてはならないだろうし、実際にかかる費用に対して人口割を、行田、羽生とか、熊谷とかということをやっているんだと思うんだけど、なくすわけにもいかないからやむを得ないけれども。大分秩父鉄道でも車両とかもいろいろ工面しているらしいよね。宣伝、広告とか、後は車両自体が西武鉄道からとか、いろいろな関係やっていると思うんだけど、その辺の傾向は分かります。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 こちら整備促進協議会の中で秩父鉄道の社長さんのほうも出席されて、総会等を行なっております。その中で、秩父鉄道としても、なるべく乗客数を増やすために様々なイベントを行なっていきたいという話がありました。

また、今年の10月1日から秩父鉄道は運賃を改定する予定でございます。上昇率としましては、15%程度上げるということでございます。

ただ、通学定期券は、現行の運賃を維持していくということで話を伺っております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 先ほどの秩父鉄道関係で、羽生と秩父鉄道というは、路線が走っていますから、いろいろ協力していくと思いますけれども、高速バス、最近加須発で、行田を通って熊谷通って行ったほうが、高速バスが温泉に行くのに低額料金で出ているんです

けれども、加須発なんですね、秩父鉄道と加須市というのは何か関係あるかどうか、羽生が通過というか、通っていないんですね。加須から行田へ行って、熊谷へ行って、そのときの計画のときには、羽生市の関わりありましたんですか。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 詳しいことは分かりかねるんですけども、恐らくそういったところには、市としては関わってはいないと思われます。

○斎藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 出発は加須市なんで、何でかなと不思議だと思ったので聞いてみたんです。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほういかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 その秩父鉄道のこの部分で、安全事業で六百何十万だったんでないですか、その安全事業というのは、そもそも何を対象とされているものなのでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 安全対策事業につきましては、秩父鉄道が行なっている様々な工事になるんですけども、例えば、令和５年度ですと、継電連動装置という装置が古いものですと、もう５０年近く経過したものを使っているというところがあって、更新していかなければいけないと。また、線路の枕木等をコンクリート化したり、電線等の木柱をコンクリートポールに替えたりという安全対策を秩父鉄道が行なっておりまして、それに対して協議会から負担金を出していくという形になっております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 質疑のほうはよろしいでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 １０２ページの住宅・土地統計調査事業に関してなんですけれども、予算では、予算額は６３名になっていまして、それは５３名ということで、１０年やっている中の調査事業になっていると思います。

こういう方が、専門的な方が多分調査してやっていると思いますけれども、その１０名減った中で影響というのはあるんでしょうか。また、予算よりも１０名減った理由は何でしょうか。２点お伺いします。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 調査員が10名減ったことに関して、影響等は特になく、きちんと今までどおり実施はできたというところでございます。調査員さんがなかなか見つからないという部分もありまして、統計協議会の方をお願いをして、ご協力をいただいているところなんですけれども、様々な調査がありますので、調査を並行して行なったりですとか、1人への負担が大きくなっているのも事実でございます、できる限り人数を集めていただいて調査を行なったというところでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 その調査員をしてもらう方というのは、限定で羽生市以外の方にもお願いしているわけなんですか。

○斎藤万紀子委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 羽生市統計協議会というものがございまして、羽生市民の方で構成されているんですけれども、協議会の方をお願いして調査をしていただいているというところでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 質疑のほう、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休 憩

午後 2時19分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、歳出において、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○五月女和則税務課長 税務課長の五月女です。よろしくお願いします。

同席している職員を紹介します。税務課長補佐兼市民税係長の田口でございます。

○田口恵里子課長補佐兼市民税係長 田口です。よろしくお願いいたします。

○五月女和則税務課長 着座にて失礼します。

それでは、８３ページ、８４ページをお開きください。

第２項徴税費は、予算現額２億７，７４４万９，５５２円に対し、支出済額は２億６，０３６万６，７３３円となります。

それでは、税務課所管分の主な項目についてご説明いたします。

第１目税務総務費をご覧ください。

職員人件費につきましては、総務課所管となり、税務課、収納課の人件費が表記されて、その下、税務一般経費６４万５５２円は、表記のある６団体への負担金になります。

次に、第２目賦課徴収費、賦課事務一般経費８，１５７万６，１９１円の主なものについてご説明いたします。

第１節報酬は、確定申告期間等の会計年度任用職員の雇用に係った経費になり、総務課所管になります。

続きまして、８５、８６ページになります。

第１０節需用費５５７万８，６７１円の主なものは、納税通知書や封筒、申告の手引書や給与支払報告書などの印刷に要した印刷製本費４０４万６，１９４円となります。

次に、第１１節役務費２２万７，６２９円のうち、通信運搬費は、年末調整や確定申告書用紙の国・県・市の共同発送のための運搬料と住民税申告の返信用封筒の郵便料となります。

第１２節委託料３，９２２万１，７９２円の主なものについてご説明いたします。

計算事務委託料の１，３７２万７４１円は、給与支払報告書の入力やシステム改修などの課税計算に係る委託料となります。

鑑定評価業務等委託料は１９７万１，２００円になり、前年度と比べまして１，７３７万２，２４５円と大きく減額しております。この理由は、令和４年度では令和６年度の評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務がございましたが、令和５年度は、この業務が該当ではないことから、時点修正のみ行いましたので減額となりました。

また、路線価付設等業務、デジタル航空写真撮影業務、土地標準宅地番号一括更新業務につきましては、令和６年度の固定資産税評価替えに向けて今回行なった業務になります。

第１３節使用料及び賃借料６１１万８，００８円の主なものを説明いたします。

使用料の主なものとしましては、電子申告のデータを市のシステムに自動連携し、デ

ータ入力削減や紛失などのリスクを防止する地方税電子申告支援サービス使用料 373万5,600円となります。なお、賃借料の機械借上料227万6,808円につきましては、固定資産税における家屋評価計算システムと印刷機の借り上げになります。

第17節備品購入費1万9,638円は、家屋調査で使用する距離計の購入になります。

続きまして、第18節負担金補助及び交付金319万4,965円のうち、負担金272万円は、次のページにございますeLTAXなどの地方税に関するシステム運用を行なっている地方税共同機構負担金となります。昨年と比較し地方税共同機構への負担金が90万3,666円増額となった理由につきましては、国のDXの流れの中で固定資産税、都市計画税、軽自動車税の電子納税、軽自動車の購入や車検時の電子手続が開始されたことによるものです。また、交付金中、軽自動車税環境性能割徴収取扱費47万4,965円は、軽自動車の取得時に係る環境性能割について、県が市に代わって賦課徴収を行なっていることから、県に対し、その代行取扱いの費用として納付するものです。

第22節償還金利子及び割引料は2,413万557円になります。税収入払戻金の個人住民税分につきましては、過年度分の申告等によるものになり、また、その上にあります税収入払戻金につきましては、括弧書きにない部分につきましては、法人市民税の中間申告等の予定納税制度の影響が主になります。また、還付加算金は払戻金に対する利子相当になります。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

島村委員。

○島村 勉委員 86ページ、先ほど説明ありましたが、デジタル航空写真と地番修正、これは評価替えということだから、3年に1回ということですか。写真、航空とかですね。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 3年に1回になっています。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 必ず3年に1回、同じように写真撮りますか。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 羽生市につきましては、必ず3年に1回、評価替えの際に行なっております。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 そのたびに大体同じぐらいの費用がかかっているんですか。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 3年に1回ですので、大体同じぐらいの金額を委託料として支払うという形になります。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 同じところでやっていると思うんですけども、随契みたいな形になってしまっているのかなと思うんですけども、例えば、3年でそんなに変わらないとかあると思うんで、後は、その見方とか、そういう見方をして入札か分からないけれども、する方法とか、考えることはないのか。

○斎藤万紀子委員長 税務課長。

○五月女和則税務課長 実際の航空写真につきましては、指名競争入札を行なっておりまして、昨年度8者で行なわせていただきました。ですが、金額としましては、大体同じような金額になってしまいます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

質疑のほうよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休 憩

午後 2時30分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第５９号、歳出において、収納課所管部分について、収納課長に説明を求めます。
なお、説明は簡潔に願います。

収納課長。

○水谷幸治収納課長 収納課長の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日同席させていただいております職員を紹介いたします。収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いします。

○水谷幸治収納課長 恐縮でございますが、着座にて説明に入らせていただきます。

議案第５９号 羽生市一般会計歳入歳出決算、第２款総務費、第２項徴税費のうち、収納課で所管しております収納対策事業に対して、主なものにつきましてご説明申し上げます。

第１節報酬費１６９万５，６８０円につきましては、市税等の事務補助に係る会計年度任用職員２名分の報酬でございます。

また、８節旅費に関しても、そちらのものを会計年度任用職員に併用に伴うものでございます。

続きまして、第１０節需用費２０３万７，８４２円のうち主なものにつきましては、同節のおよそ８割となる印刷製本費１６１万３，３００円でございます。

続きまして、第１１節役務費１１９万２，０１３円の主なものにつきましては、市税口座振替手数料及び預金調査の電子化に伴う手数料でございます。

続きまして、１２節委託料６７４万８，１１７円につきましては、市税の収納の消込み事務委託料２２８万７，７７２円、コンビニエンス収納業務委託料２９８万１，９４５円、コンビニ収納結果代行受信業務委託料６６万円及び口座振替データ伝送業務委託料８１万８，４００円でございます。

続きまして、１３節使用料及び賃借料でございます。こちらは４３９万３，７８７円で、主なものにつきましては、地方税共通納税システムの使用料でございます。

１８節負担金補助及び交付金７万５，９４２円は、行田税務署管内納税貯蓄組合連合会負担金及び共通納税システムの利用に伴う地方税共同機構に支払う負担金でございます。

続きまして、８９ページ、９０ページに移ります。

２２節償還金利子及び割引料１５０万８，０７０円につきましては、市税に過誤納納

付が生じた場合に対して、還付金または充当処理を行なったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

質疑のほうはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

午後 2時35分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

午後 2時35分 散 会